

# 火災にあわれた方へのお知らせ

この度の火災におきまして、被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせは、被害後の手続きや支援制度について、まとめてあります。

内容をご確認いただき、ご利用ください。

## ～ご利用に当たっての注意事項～

掲載されている手続きや支援制度は、火災後に必要となる支援制度について紹介しております。

また、このお知らせ以外に寝屋川市ホームページにも関連情報を掲載しておりますのでご参照ください。

※ 寝屋川市ホームページで、このお知らせ内、右上にある市HP:IDの番号を入力し検索または、右の二次元コードを活用ください。



市ホームページ

すべての手続き・制度を掲載したものではありませんので参考としてご活用ください。  
なお、各種手続き・支援制度の利用については、まず、電話にてそれぞれの窓口にご相談ください。

## 【目次】

### 1 火災による被害の証明書発行の手続き

○り災証明書の発行 ..... P. 1

### 2 火災後に受けることのできる支援制度

○災害見舞金及び弔慰金の申請 ..... P. 2

○固定資産税の減税または免除 ..... P. 3

○市民税の減税または免除 ..... P. 4

○国民健康保険料の減額または免除 ..... P. 6

○後期高齢者医療保険料の減額または免除 ..... P. 7

○国民年金保険料の免除 ..... P. 8

○教科書の支給 ..... P. 9

○保育料の免除 ..... P. 10

○上下水道料金の内、基本料金以外を減額または免除 ..... P. 11

○廃棄物処理手数料の免除 ..... P. 12

○し尿処理手数料の免除 ..... P. 13

○介護保険料の減額または免除 ..... P. 14

### 3 火災後の居所が見つからない場合

○市営住宅(り災用)の一時使用にあたっての手続き ..... P. 15